

日高町地球温暖化対策実行計画

2021年度～2025年度

和歌山県日高町

目 次

1. 背景	1
2. 基本的事項	2
3. 温室効果ガスの排出状況	4
4. 温室効果ガスの排出削減目標	6
5. 目標達成に向けた取組	8
6. 進捗管理体制、進捗状況の公表	12

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

日高町においても、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

2. 基本的事項

(1) 目的

日高町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「日高町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、日高町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

日高町事務事業編の対象範囲は、日高町の全ての事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

日高町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、次の表のとおり3種類のガスとします。

ガス種類	性質	用途、排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	代表的な温室効果ガス。 日本の場合、温室効果ガスの中で二酸化炭素の比率が90%と極めて高い。	化石燃料の燃焼など。
メタン (CH ₄)	天然ガスの主成分で、常温で気体。 よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立など。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。	燃料の焼却、工業プロセスなど

※なお、その他の4種類（ハイドロフルオロカーボン（HFC）パーフルオロカーボン（PFC）六フッ化硫黄（SF₆）三フッ化窒素（NF₃）については、町の事務・事業においては排出がない、または排出量が少なく実態把握が困難であるため、本計画では対象外とします。

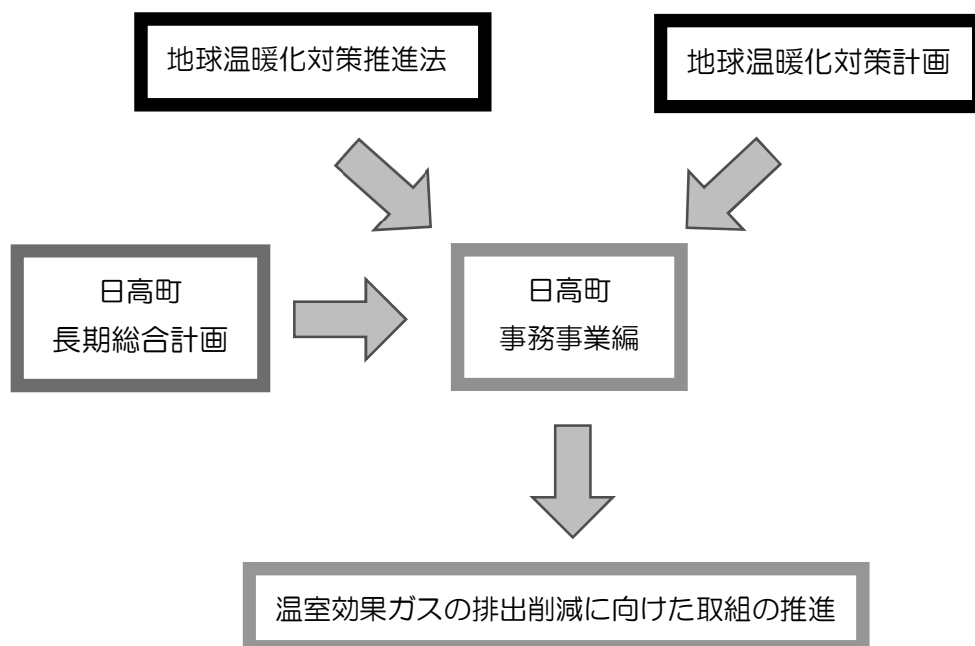
(4) 計画期間

2021年度から2025年度末までを計画期間とします。

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。

また、地球温暖化対策計画及び日高町長期総合計画に即して策定します。



3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」の排出量

日高町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2020年度において、次の表のとおりとなっております。

<温室効果ガスの総排出量内訳（種類別）>

項目	単位	基準年度 (2020年度)	内訳 (%)
温室効果ガス総排出量	Kg-CO ₂	1,118,292	100.0
二酸化炭素	Kg-CO ₂	1,116,731	99.9
メタン	Kg-CO ₂	120	0.0
一酸化二窒素	Kg-CO ₂	1,441	0.1

<温室効果ガスの総排出量内訳（活動区分別）>

項目	単位	基準年度 (2020年度)	内訳 (%)
燃料使用量	kg-CO ₂	239,114	21.4
電気使用量	kg-CO ₂	877,704	78.5
自動車の走行量	kg-CO ₂	1,474	0.1

(2) 温室効果ガス以外の環境負荷状況

紙の使用量の削減、水の有効利用は、二酸化炭素の吸収源である森林資源の保全、廃棄物の削減また、浄水場におけるエネルギー使用量等の削減に繋がります。使用状況は次の表のとおりとなっております。

項目	単位	基準年度 (2020年度)
紙の購入量	枚	1,288,250
水道使用量	m ³	21,337

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、日高町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2025年度）に、基準年度（2020年度）比で5%削減することを目標とします。

<温室効果ガス総排出量>

温室効果ガス総排出量		
2020年度実績	1,118,292kg-CO2	削減率 5 (%)
2025年度目標	1,062,377kg-CO2	

<直接的効果のある取組みの目標>

燃料使用による温室効果ガス排出量		
2020年度実績	239,114kg-CO2	削減率 5 (%)
2025年度目標	227,158kg-CO2	

電気使用による温室効果ガス排出量		
2020年度実績	877,704kg-CO2	削減率 5 (%)
2025年度目標	833,819kg-CO2	

自動車の走行量による温室効果ガス排出量		
2020年度実績	1,474kg-CO2	削減率 5 (%)
2025年度目標	1,400kg-CO2	

<間接的効果のある取組みの目標>

コピー用紙購入量		
2020年度実績	1,288,250 枚	削減率 5 (%)
2025年度目標	1,223,837 枚	

水道使用量		
2020年度実績	21,337 m ³	削減率 5 (%)
2025年度目標	20,270 m ³	

※温室効果ガス算出の対象項目ではありませんが、本町の活動により、間接的に温室効果ガスが排出される項目についても目標を設定します。

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- 照明点灯箇所の削減に努めます。
- 照明器具の清掃や電球の適正な時期での交換を実施します。
- 各施設における空調設備、冷蔵、冷凍設備等の適切な管理を行い、冷媒等の漏えい防止に努めます。
- 電気ポット、冷蔵庫、テレビ等電化製品の台数の節減を図ります。
- 維持管理にあたっては、各種制御システムの効率的、経済的運用を図ります。
- 機器類の適正な管理を行い周辺の環境負荷に配慮した運用を図ります。
- トイレ用水の水量を適正に調節します。また、擬音装置の導入を検討します。
- 植え込み等の適切な維持管理を図ります。
- 廃棄物の発生量把握に努めます。
- コピー機、プリンターのトナーカートリッジについて、業者による回収を徹底します。
- フロンや代替フロンを使用している空調機器等の廃棄等を行う場合は、それらのガスを回収します。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- 時間外勤務の削減に努めます。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）の整備を推進する。
- 施設更新時には環境負荷に配慮した設備に順次更新するように努めます。
- 建築物の規模・用途に応じ、太陽光発電・風力発電の自然エネルギーの導入を検討します。
- 温室効果ガスの排出の少ない高効率給湯器（二酸化炭素冷媒ヒートポンプ方式等）及び高効率空調機（ターボ冷凍機空調システム、氷蓄熱式空調システム等）の導入に努めます。

- 深夜電力の利用により電力負荷平準化に資する蓄熱式空調システム等の導入を推進します。
- 各種制御システムの採用に努め、消費電力の低減を図ります。
- 施設の更新時には、建築廃棄物の処理状況の確認に努めます。
- 施設の更新時には、合板型枠の利用を検討します。
- 施設の更新時には、鋼板等の型枠の使用を検討します。
- 施設の更新時に使用する枠型については、熱帯材合板以外の枠型（鋼製枠型など）の利用を検討します。
- 施設の更新時には、柱・はり等の型枠の使用の削減を検討します。
- 施設の更新時には、型枠を使用しない工法の採用を検討します。
- 施設の更新時には、再生素材の利用を検討します。
- 施設の更新時には、建設副産物（端材等）の有効活用に努めます。
- 建築資材の選定には、耐久性と再利用を考慮します。
- 建設工事等での間伐材等の使用などの未利用資源の活用に努めます。
- 建築物の断熱構造化や採光・通風の最適化を図ります。
- 施工にあたっては、可能な限り合理化を図り、エネルギーの有効利用に努めます。
- 太陽光発電、風力発電等の導入を検討し、屋外時計、街灯等に利用します。
- 自然採光を活用した設計を検討します。
- 外気の流入・遮断が可能な建具の採用を検討します。
- 複層ガラス、熱反射ガラスの採用を検討します。
- 省エネルギー型照明機器の導入を推進します。
- エリアに配慮したスイッチ回路を検討します。
- 他の公共事業との情報交換により廃棄物の有効利用を図ります。
- 感知式洗浄弁、節水コマ、自動水洗等の導入を推進します。
- 街路灯・防犯灯のLED化を推進します。

③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- エネルギー消費効率の高い製品の優先的な導入を図ります。
- エコマーク、環境ラベル、国際エネルギースターロゴ等が付いた環境負荷低減に資する物品の調達推進に努めます。
- 適正規模の機器を選択します。
- 重油、ガス等を燃料としている設備の更新にあたっては、可能な限り、重油・ガスに比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料及び設備に更新します。
- やむをえず重油・ガス機器を導入する場合は、エネルギー消費効率の高い製品を導入します。
- 自動水栓などの節水型機器の導入を図ります。
- 低公害車（電気自動車、ハイブリット車等）又は低燃費車等の購入を検討します。
- アイドリング・ストップアンドスタート装置・ディーゼル排気微粒子除去フィルタの導入を検討します。
- コピー用紙等の購入にあたっては、再生紙のものを選択します。
- トイレットペーパーは、古紙配合率 100%の製品を使用します。
- 回収システムの確立している製品の購入を図ります。
- 詰め替え、注ぎ足し可能な製品の購入を図ります。
- 備品等については、修繕等により長期使用を図ります。
- 紙コップなどの使い捨て製品の使用を抑制します。
- 請負業者に対し、廃棄物発生を抑制する工法、使用資材採用を要請します。
- 請負業者に対し、建設副産物の発生の抑制を要請します。
- 請負業者に対し、分別排出の徹底を要請します。
- 請負業者に対し、コンクリート塊等の建設廃材は、再生砕石等に利用しリサイクルを要請します。
- 建築副産物のリサイクルや適正処理を発注者として確認します。
- カーエアコンの代替フロン（HFC）の処理を委託する際には、適正処理・回収を要請します。
- 印刷帳票、広報誌、パンフレット、ポスター、その他印刷物作成の際は、印刷業者に古紙配合率の高い再生紙もしくは非木材紙を使用させるとともに、「再生紙使用」の表示を要請するよう努めます。

④ 職員の日常の取組

節水、ゴミの減量、節電等、職員の日常の業務の中で省資源・省エネルギー化に取り組めます。

- 水道使用后、確実に締栓します。
- 手洗い、歯磨きをする場合および食器洗いの際は、水の出しっぱなしをやめ、こまめに水を止めます。
- 手洗水を必要最小限にします。
- 水道水の水漏れの定期点検に努めます。
- 公用車の洗車については、水量調整を行なうなど節水に努めます。
- 芝生や植木などの散水は効率的に行います。
- 「紙類の使用量の削減」を励行し、紙類の廃棄量削減に努めます。
- 特別な用途を除き、資料等は原則として両面コピーとします。また、20枚以上の大量コピーについては、省エネ効果の優れた職員厚生室設置のプリンターを使用します。
- ミスコピー用紙等で裏面を使用していないものは再利用を図ります。
- コピー機使用後は必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防止します。
- 通知や情報交換などは電子メールや庁内電子掲示板を活用し、ペーパーレス化を推進します。
- 無駄な控えコピーはやめます。
- 不必要なFAX送付状は省略します。
- 会議はプロジェクターを活用し、できるだけ紙を使わないように努めます。
- 会議資料が必要な場合はできるだけ簡素化・共有化し、可能であれば縮小コピーを活用する等、ページ数や部数等を最小限とします。
- 町機関相互の文章にはできるだけ封筒は使用せず、使用する場合には使用済み封筒を再利用します。
- 印刷物については、必要性を十分考慮して最小限のものとし、また、ホームページの活用も図ります。
- ゴミを極力出さないように、常に心がけます。
- 新聞、ダンボール、コピー用紙、シュレッダーゴミ、古本雑誌の分類を徹底し、リサイクルに努めます。
- 空き缶、ペットボトルについては、分別を徹底しリサイクル、ゴミの減量化に努めます。
- 文具を机の引き出しに入れて眠らせるのを防ぐため、机の中を整理します。
- 始業開始前は、必要箇所を除いて原則消灯とします。
- 昼休みは、窓口業務を除き原則として消灯を行います。

- トイレ、廊下、階段等の共有部分の照明は、来庁者の支障にならない範囲で消灯します。
- 残業する場合は、業務に支障のない範囲で部屋の部分消灯を行います。
- O A機器等を使用していないときは、節電に努めます。
- 昼休みなど使用しないパソコン、コピー機等のスイッチオフと省電力モードを励行します。
- 長時間、電気製品を使用しない場合は、コンセントを抜き待機電力を削減します。
- 各課室の最終退庁者は、O A機器の電源切り忘れがないか必ず確認します。
- 空調機器の使用を抑制します。
- 冷暖房時の室内温度は、原則として冷房時28℃、暖房時20℃を目安に適切な温度管理に努めます。
- 空調機器の温度設定に対応するためクールビズ、ウォームビズを実践します。
- 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底します。
- 会議室などの冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止します。
- 冷気、暖気の吹き出し能力低下を防ぐため、吹き出し口の周囲に物を置かないようにします。
- 冷暖房効率を上げるために、カーテン、ブラインドを活用します。
- エアコンのフィルター清掃をこまめに行います。
- エアコンの室外機は風通しの良い場所に設置し、すだれ等により日が当たらないようにします。
- 春秋等、冷暖房を長時間使用しない時は、電源プラグをコンセントから抜いて待機電力を節約します。
- 直近階や下りへの移動の際のエレベーターの利用は控え、階段の利用に努めます。
- 外出時には低公害車を優先的に利用します。
- 公用車の利用の際には利用時間、行き先等の調整が可能な場合、乗り合わせて利用します。
- 公用車の利用の際には暖気運転を必要以上に行わないようにし、待機時は、アイドリングストップを行います。
- 公用車の利用の際には経済速度による走行に努めるとともに、エコドライブに努めます。
- 公用車の中に不要な荷物を積み込んだままにせず、整理を心がけます。
- 公用車のタイヤ空気圧の調整等の定期的な点検や整備を励行します。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

日高町事務事業編を推進するために、副町長を会長とする「日高町エコオフィス推進会議」（以下「推進会議」という。）と「日高町エコオフィス推進会議事務局」（以下「事務局」という。）を設けます。また、各課に「主任エコオフィス推進員」（以下「主任推進員」という。）、「エコオフィス推進員」（以下「推進員」という。）を配置し、取組を着実に推進します。

① 推進会議

副町長を会長とし、主任推進員で構成します。日高町事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 事務局

住民生活課長を事務局長とし、住民生活課職員で構成します。事務局、推進会議の運営全般を行います。また、各課の実行状況を把握するとともに、推進会議に報告します。

③ 主任推進員

各課主管課長が主任推進員となり、本計画の推進が図られるよう推進員に周知徹底を図ります。

④ 推進員

各課において推進員を置き、本計画の推進が図られるよう各職員に周知徹底を図るとともに、会議が実施する調査に協力する。

(2) 点検・評価・見直し体制

日高町事務事業編は、P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するP D C Aを繰り返すとともに、日高町事務事業編の見直しに向けたP D C Aを推進します。

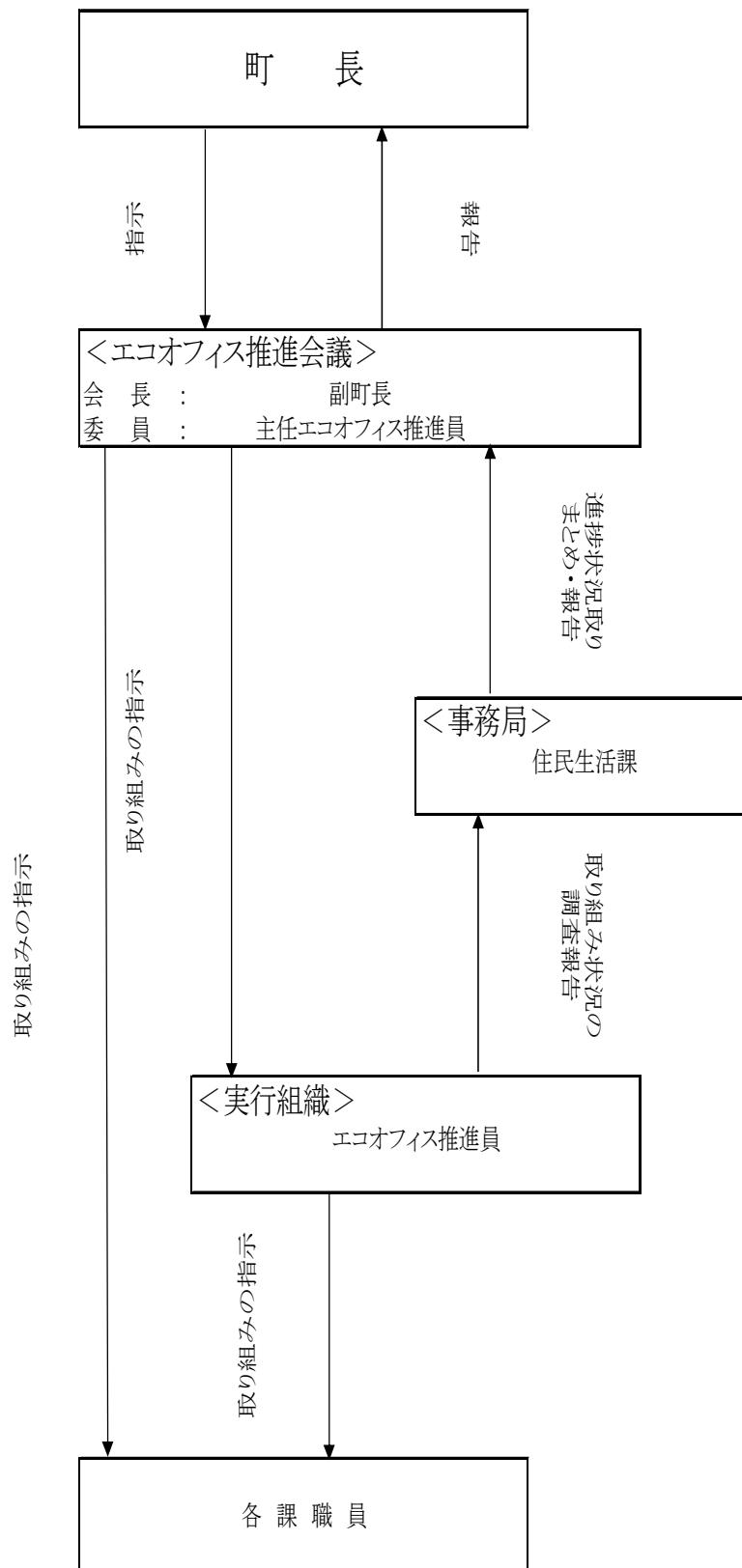
① 毎年のP D C A

日高町事務事業編の進捗状況は、主任推進員が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して推進会議に報告します。推進会議は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

(3) 進捗状況の公表

日高町事務事業編の進捗状況は、日高町のホームページ等で毎年公表します。

「日高町 地球温暖化対策実行計画」推進体制



対象施設・設備一覧

	施設分類	施設数	概要
1	庁舎	1施設	日高町役場
2	消防施設	4施設	消防庁舎、消防車庫
3	防災・治水施設	9施設	水門、陸閘、備蓄倉庫、無線施設
4	水道施設	9施設	浄水場、配水池、ポンプ所
5	下水道施設	75施設	下水処理場、マンホールポンプ
6	中学校	1施設	日高中学校
7	小学校	3施設	内原・志賀・比井小学校
8	図書館	1施設	中央公民館
9	福祉施設	2施設	保健福祉総合センター、文化会館
10	スポーツ施設	4施設	武道館、若もの広場、町営プール、農村環境改善センター
11	保育所	3施設	内原・志賀・比井保育所
12	幼児・児童施設	2施設	内原・志賀学童保育所
13	公園	5施設	萩原・荊木・高家・小中・谷口住民公園
14	火葬場・斎場・墓地	1施設	町営火葬場
15	観光・レクリエーション施設	2施設	温泉館、海の家
16	その他施設	13施設	公衆トイレ、集会所等
	計	135施設	

	設備分類	台数	概要
	公用車	50台	バス・消防車両含む

※街路灯・屋外照明設備に関しては、集計の環境が整い次第、対象に含めるものとする。